





明解に問題点をとらえて話をされる水谷講師

## 「清潔と安全」が一番大事だ!

# 熱気室の種類について 浴槽の衛生管理について

株式会社サンケイトレーディング  
専務取締役 水谷 浩之

まり、この「CSCS運動」  
を全社員がやっているからだ」

というのです。

きょうのテーマは「熱気室  
の種類と浴槽の衛生管理」で  
すが、本論に入る前に、皆さ  
んの参考になると思うお話を  
ちょっといたします。

実は二ヵ月ほど前に、東京  
の全日空ホテルで銀行主催の  
セミナーがあり、私ともう一  
人が講師で「二十一世紀の余  
暇と大衆レジャーについて」  
お話をしました。その中で私  
たち業者として、また皆さん  
サウナの業者の方々として、  
経営者として非常に参考にな  
る言葉がありました。

実は、もう一人の講師は堀  
貞一郎さんで、この方は東京  
ディズニーランドの仕掛け人で  
す。電通におられて、三井不

動産の社長の要請でスカウト  
され、オリエンタルランドと  
いう会社に入り、そこで、教  
育的大衆的な施設をつくろう  
ということで暗中模索、いろ  
いろ苦労した結果、東京ディ  
ズニーランドを誘致された。

この人が「人を集めること」と  
いう本を出された。私がこの  
話をしますと、「あそこは人  
口が多い、日本に一つしかな  
いから、人が集まるのは当然  
以前だ」と言う方がいます。  
私も実はそう思っていたんで  
す。ところが「東京ディズニ  
ーランドで人が集まるのは、  
人口が多いとか、面白い施設  
があるとかじやなくて、CS  
(と黒板に書いて)、つ

最初のCはクリーン、清潔  
ということ。例えば、清掃は  
汚いところを美しくすること  
だから、作業員のユニフォーム  
を非常にカラフルな清潔感  
のあるものにする。食事の器  
(うつわ)からすべてを、と  
にかく清潔をモットーにして  
おります。

二番目のSはセキュリティ  
。これはすべての施設は安  
全ですよということ。だから  
「清潔と安全」はファミリー  
がたくさん来てもらう、一つ  
の代名詞であるわけで、必ず  
安全でなければいけない。

三番目のCはコミュニケー  
ション。お客様は平等です。  
私も、サウナへよく行きます

ドに大勢の人気が集まる大前提  
であることを、ここで報告し  
ておきます。「人を集めること」  
には、そのことが書いてあり  
ます。それで本題に移ります  
が、「清潔と安全」というこ  
とで、お話を進めます。

これが東京ディズニーラン  
ドに大勢の人気が集まる大前提  
であることを、ここで報告し  
ておきます。「人を集めること」  
には、そのことが書いてあり  
ます。それで本題に移ります  
が、「清潔と安全」というこ  
とで、お話を進めます。

これは、私が言わせれば間  
違の元であろうと、なぜな  
ら時代は段々と進んでいます  
が、この業界の砂の濾過器は砂だ  
けは全然進んでいません。確  
かに砂の濾過器は一番多く使  
用されていますが、これには  
濾過助剤として凝集剤を使用  
します。

これは粒子濾過といつて物  
と物の間をひつかけて通す。  
で、物と物の間にひつかかる  
のは汚れなんです。砂の濾過  
器の場合は常識で八十ミクロン  
といわれ、それより小さい  
ものは素通りしますから、凝  
集剤を使いフロックを作つて  
ひつかけているわけです。こ  
の入れ換えなどでランニング  
コストが高く、このごろは敬  
遠気味です。ただし濾過器の

けなさいと書いていない。使用  
について「二回転以上のもの  
を有せよ」という条例が出ま  
した。それで一応、白湯で湯  
がじつとしているものは二回  
転でもよいが、バイオラとか  
ジェットとか、要は皮膚表面  
を洗うものに関しては、二回

転以上が必要ではないかと。  
とくに、サウナの場合は汗が  
出て、皮膚表面に脂肪のたん  
ぱくなどの汚れを付けていま  
すから、水風呂は三回転以上  
が望ましいのではないでしょ  
うか。

## 現在使用されている濾過装置

転以上が必要ではないかと。  
とくに、サウナの場合は汗が  
出て、皮膚表面に脂肪のたん  
ぱくなどの汚れを付けていま  
すから、水風呂は三回転以上  
が望ましいのではないでしょ  
うか。

る時もある。  
そして、何故か仕事の出来る  
人に好まれているから不思議  
である。

サウナに入ると、カラダ中の  
悪いものが汗と一緒にみんな  
出ていくような気がする。  
——野趣があり、旅情を感じ

metos SAUNA  
家庭用から業務用まで  
サウナはメトス

中山産業株式会社  
東京都中央区銀座3-11-5(第2中山ビル) TEL (03)3542-0331代  
支社・営業所/札幌・横浜・名古屋・大阪・福岡

昭和三十一年ごろにできたもの  
が多く、それがそのまま現  
在も生きています。現在施行  
されている環境衛生および生  
活保持に関する法律は、法律  
および条例、指導要項制定時  
にトルコ風呂などの特殊形態  
の公衆浴場がなく、その後、  
四十年代に入り、全国にサウ  
ナブームが起り、行政面で  
いわゆる銭湯形態による普通  
公衆浴場と特殊形態による特  
殊公衆浴場に分離されていた  
が、大半が昭和三十年代に施  
行された普通公衆浴場の基  
準に準ずる法律であり、時代  
責任である。

公衆浴場法というものは大体  
昭和三十一年ごろにできたもの  
が多い、それがそのまま現  
在も生きています。現在施行  
されている環境衛生および生  
活保持に関する法律は、法律  
および条例、指導要項制定時  
にトルコ風呂などの特殊形態  
の公衆浴場がなく、その後、  
四十年代に入り、全国にサウ  
ナブームが起り、行政面で  
いわゆる銭湯形態による普通  
公衆浴場と特殊形態による特  
殊公衆浴場に分離されていた  
が、大半が昭和三十年代に施  
行された普通公衆浴場の基  
準に準ずる法律であり、時代  
責任である。

それで、普通公衆浴場、特  
殊公衆浴場の、この特殊公  
衆浴場というのは、正式に言  
えますと「熱気室を有する特  
殊公衆浴場」、まあ、サウナ、  
健康ランドですね。

昭和三十八年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公衆浴場におけ  
る水質等に関する基準につい  
て」の法律を厳守することが  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

発157号158号という条  
例で「公衆浴場における濾過  
装置の使用について」

昭和三十九年十月二十三日

環発第477号厚生省環境衛  
生局長通達「公

これも砂と同じように濾過助剤が必要です。

最後に、カートリッジ濾過器。これはアメリカの各家庭にあるブールの濾過器として開発されたもので日本に入ってきた理由はただ一つ、けい藻土濾過器が全国を制覇していたときに、「ノーマンフィルター」という名前で、ノーマン、つまり操作の人手は要らない、スイッチを入れるだけということがありました。これを、あるメーカーが本体だけ持ってきて浴場の濾過器に使った。

しかし、浴場のような汚れがひどく、たんぱく、脂肪酸が体から出て、非常に粘度が高い、複雑な水質には、濾過自体が不可能で、そのうえカートリッジの取り替えなどランニングコストが高いので、浴場の濾過器には適しませんね。一時、あるメーカーが懸命に売ろうと努力されました。が今は止めているはずです。

で、一定量をトントンと点滅しているわけで、お客様が実際に売っていますが、あいにく大勢で、お湯がどんどん変わればいいんですが、あいにく雨で客足が途絶えても、機械は正直にトントンと注入を続けますから、浴槽の塩素濃度は高くなります。そこへご婦人や皮膚の弱い方が入るとそこは、これからサウナ協会でサウナの施設管理士が制定され、その中に「残留塩素の測定」という項目が入ると思いますが、一時間に一度ずつ必ず0・4 ppm前後を目標に絶えず管理してください。

ちなみに上水道は大体0・6~0・7です。

皆さんのことろにブールがあり、微調整が可能です。ただし、濃度のために注入量が多くなるので、絶えず濃度の管理が必要です。

よく濾過器のポンプと一緒に次亜注入ポンプを付けています

ですが、あれは危険です。なぜならポンプの稼働に基づい

てます。これらの特徴は、

次亜は瞬時に濃度が均一にな

り、微調整が可能です。だ

けで、浓度が均一になら

ります。これが二つのもの

が、これは二つのもの

を使い、ブールなどに使っ

ています。

それから次亜塩素酸カルシ

ウム、俗に「固形塩素」と言

いえます。これらは、

どちらオゾン殺菌装置とか紫

外線殺菌装置が入っています

が、私にいわせば、どちら

も邪道に近いなあ…と思いま

す。なぜなら機械も非常に高

いえます。これらは、

どちらオゾン殺菌装置とか紫



## ブロッサク青年部会を発足させる 献血運動やサウナ祭に積極的に参画

(社)日本サウナ協会青年部会  
(佐藤有宏会長)は一月二十  
二日午後五時から東京の「サ  
ウナレインボー」(東京都葛  
飾区新小岩一丁四九一)で  
勉強会、新年会を兼ねて開催  
した。(写真)

また、本部協会事業部会古  
屋孝紘副部長らがオブザーバー  
で参加。当日は先に午後三  
時半から体験入浴を行い、施  
設を見学した。

会議は、まず本部協会五味  
専務理事から、同社協会の仕  
組み、自主管理基準、資格制  
度などの状況が説明された。  
続いて佐藤会長から「協会の  
事業運営に積極的にかかわり  
推進できる活動力のある青年  
部会にしたい」といった主旨  
のあいさつがあった。

議題は――  
①青年部会の強化  
②平成四年度事業計画案  
・全国サウナ祭の企画立案  
・全国統一献血キャンペー  
ンへの積極的参加による  
推進協力

検討の結果、①は、青年部  
が地に足のついた活動を行う  
には、各ブロックごとに「青  
年部会の強化」を実現する  
ための具体的な方針を立てた。  
②は、青年部会の強化と並行して、  
全国サウナ祭の企画立案を行  
う。全国統一献血キャンペー  
ンへの積極的参加による  
推進協力

### 明友会大阪支部へルスクラブ見学

明治鍼灸柔道整復専門学校  
の鍼灸科同窓会の「平成三年  
度総会」が一月二十六日午後  
二時からユージヤパン観光  
会議室(大阪市中央区道頓堀  
二)で開催され、第三部の講  
演で、「健康サウナの近況」  
をテーマに、ニュージャパン  
観光の中野佳則副社長が話を  
された。また、これに関連し

写真は見学中の鍼灸の先生たち  
でヘルスクラブ施設の見学が  
行われた。

明友会大阪支部へルスクラブ見学

年部会」を結成し、それらを  
「全国組織」にまとめるのが  
適切である――との提案があ  
り、この日出席の青年部会員  
が発起人となって呼びかけ、  
二月中にブロッサク青年部会を  
発足させ、とりあえず同部会  
長を選出して、三月初旬にこ  
れら部会長による全体会議を  
開催し、運営、協力など具体  
策を決めることになった。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

②の全国サウナ祭

は、事業部会と協力

して、各ブロッサク青

年部会で企画提案を

行い、それらを検討

して、実施策をまと

め理事会に提出する。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

③には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

④には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑤には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑥には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑦には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑧には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑨には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑩には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑪には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑫には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑬には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑭には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑮には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑯には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑰には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑱には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑲には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

⑳には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉑には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉒には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉓には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉔には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉕には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉖には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉗には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉘には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉙には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉚には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉛には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉜には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉝には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉞には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
することとした。

㉟には積極的に参加  
することとした。

また献血キャンペー  
ンには積極的に参加  
すること

## 東京都協会・体験入浴と新年会 初参加の献血運動に期待

東京都サウナ協会は一月十一日午後六時から「平成四年新年会」を「のみくい処・祭ばやし」(東京都目黒区鷺番)で開催する。

三一三一九で開催会員三十一名、賛助会員九名の計四十名が参加した。

当日は先に午後四時から随時、同所の「サウナアンドカプセル・ミナミ」に体験入浴

で新年会を始めた。  
まず今井会長があいさつ。  
東京都の公衆浴場条例の改正  
内容について説明され、また  
全国統一献血キャンペーんに  
応えて、東京都協会として今  
年初めて展開するので、ぜひ  
成功させたい。——と協力要  
請された。

次いで本部協会の五味専務理事から千葉県支部の発足、サウナ健康土制度の進捗状況と概要の説明。続いて同若林事務局次長から全国統一献血キャンペーングについての説明と協力のお願いがそれぞれ行われた。

その後、新年を祝つて懇親会が開かれ、歓談を尽くした。

なお、東京都協会では三月上旬に東京都環境指導課による前記の「条例改正説明会」を開催する予定で、非会員にも参加を呼びかける。

## 愛知県協会・岐阜で十二月例会

愛知県支部協会は平成三年十二月十六日午後三時から、「十二月例会」を東洋健康ランド（岐阜市六条江東東三一五一二）で開催。米田会長より十二月五日の第九回理事会における事業部役員選任の件、サウナ健康土研修制度の報告と支部設置、会員拡大への活動、平成四年三月七日献血キャンペーんに對する協力の依頼があつた。次いで、出席各店担当者よ

り年末年始の営業日、特別料金、企画などの報告が行われ、欠席会員には後日資料を送ることにした。

A black and white photograph showing a group of people seated around tables covered with large, elaborate floral arrangements. The setting appears to be an indoor hall or a large room, possibly for a formal gathering or a commemorative event.



(中央振興株式会社、洪萬社長)で行われ、会員ら四十五人が参加した。(写真)アムザは本紙(昨年10月号)でも紹介したように、西日本一の規模を誇るカプセル&サウナをはじめ、ゲームセンター、カラオケーム、パチンコ、飲食などを一堂に集めた地下二階、地上十二階建ての

総合レジャービル（敷地  
約千五百七十平方メートル、延  
積約一万六千三百平方メートル）  
オープン以来、ミニマの新  
所として人気を呼んでいたが、  
体験入浴後に同ビルの建  
を推進、また運営のトップ。  
ある同社の洪 勝信専務  
当初の計画、具体化させ  
オープンから正月までの二

月余の営業成績などについて説明をうけた。洪専務は質問に対し率直に数字をあげて現状を話され、参加会員はその“生の声”に熱心に耳を傾けていた。

ぜいたくなリラックス



# サウンドチェアーマット くつろいだムードで 一人だけのコンサート

(TV、AM、FMステレオ内蔵、その他  
有線放送と組み合わせもできます。)

（販売元）株式会社 **スギモトシーティング**  
本 社 北九州市小倉南区横代北町一丁目2-3  
TEL(093)961-2050 FAX(093)963-5533  
福岡営業所 筑紫野市那珂川町中原4丁目14  
TEL(093)965-2015 FAX(093)965-2017



Sound • Illusion  
Imagination • Creation  
of New World  
**KARAOKE BUSINESS FAIR '92**  
The Newest Equipments Exhibition & Seminar

カラオケボックス・  
スタジオ・ルームは  
こうなる! 25日・26日。

入 場 無 料

ご来場を乞う

!! 音・光・映像・空間のニューワールド

# カラオケビジネスフェア'92

最新設備機器展示会 & セミナー

1992年 2月 25日火 26日水

午前10時～午後5時(両日)

会場／東京流通センター・アーレンE(第二展示場1階)

主催／綜合ユニコム株式会社・季刊カラオケビジネス・月刊レジャー産業資料

同時開催

公開(無料)セミナー

カラオケビジネスマネジメントセミナー1992

急成長4,000億円市場、  
カラオケビジネスの展望

公開セミナー参加ご希望の方は、入場整理券が必要となります。セミナー開催1時間前より先着順に入場整理券を配布いたします。入場ご希望の方は、開催当日受付までお申し出ください。

カラオケビジネスフェア'92の招待券ご希望の方は、住所、氏名、会社名、TELをお葉書または、FAXで事務局までお申込み下さい。招待券をご郵送させていただきます。

●お問い合わせは



綜合ユニコム株式会社

■展示構成 AV機器／企画・設計・施工／運営管理システム／演出設備機器／飲食関連機器／アミューズメント機器／情報・出版 ■出展企業 50数社

■公開セミナー <2月25日> 市場動向'92～'93「経済不況？競合化！どうなるカラオケビジネスの今後」・事業計画「新規参入者のためのやさしい事業計画づくりと各社システム比較」・運営管理「高収益経営のためのマネジメント術」<2月26日> 法律問題「著作権／カラオケ騒音(環境権)／青少年の非行問題」・集客戦略「繁盛(はやる)店の集客戦略 あの手この手」・シンポジウム「1億2,000万人のカラオケから、54億人のKARAOKE産業の未来戦略」

急成長

市場規模4,000億円、全国8,000施設・8万ボックス。